

入国管理局の収容施設の収容者に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年八月十一日

福島瑞穂

参議院議長 斎藤十朗殿

入国管理局の収容施設の収容者に関する再質問主意書

私が質問した「入国管理局の収容施設の収容者に関する質問主意書」に対する答弁書を受領したが、以下の点について再度質問する。

入国管理局の収容施設（収容所及び収容場）に現在収容されている人のうち、退去強制令状が発布された後の収容期間が、六ヶ月以上三年未満の者につき、それぞれ事例ごとに国籍、男女別、年齢、収容施設及び退去強制が執行できない理由を明らかにされたい。

右質問する。